

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 目的

本計画は、玉川上水の保存管理の長期的な指針として策定した保存管理計画に基づき、素掘りの開渠が多く残り特に保全が必要な中流部を対象に、今後、当局が、関係機関等と連携して取り組むべき施策を明らかにすることを目的とします。

2 改定の背景

当局では、これまで、整備活用計画に基づき、法面^{※2}の補強工事、水路や樹木の適切な管理を進めることで、水路及び法面の保全等に努めてきました。また、名勝「小金井（サクラ）」^{※3}については、管理を行っている東京都教育庁、地元自治体等と協働して保存整備を行った結果、主に小金井市域において、ヤマザクラ^{※4}を中心とする並木が形成されました。

一方、近年、ナラ枯れ^{※5}台風等による倒木及び枝折れなど、新しい課題が発生しているほか、法面及び法肩^{※6}に生育する樹木の大径木化が進んでいることから、倒木及び根系発達による法面の形状変化への対策が必要となっています。

このため、保存管理計画（P19～20）において示されている目標及び「現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図る」という基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画を改定しました。

【保存管理の目標】

- 今日まで残されてきた近世及び近代の「土木施設・遺構」を、良好な状態で将来に継承する。また、一部で水道原水導水路として活用されている機能が、適切に維持されるよう将来に継承する。
- 玉川上水の水辺環境と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を、将来に継承する。また、憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承する。

※2 切土や盛土によって人工的に造られた斜面。ここでは、水路の壁面を指します。

※3 元文2（1737）年、川崎平右衛門定孝が幕府の命により小金井橋を中心とする玉川上水両岸に植栽したと伝わっています。大正13（1924）年、ヤマザクラ並木が「史蹟名勝天然記念物保存法」（大正8年法律第44号）第1条の規定に基づき名勝に指定されました。

※4 学名：Cerasus jamasakura。バラ科サクラ属

※5 森林病害虫であるカシノナガキクイムシがコナラ等の幹に侵入し「ナラ菌」を増殖させることで、樹木が水を吸い上げる機能を阻害して枯死に至らしめる樹木の病気です。

※6 法面の最上端

3 対象期間

令和6年度中から令和15年度までのおおむね10か年とします。

4 対象区間

対象区間^{※7}は、中流部（小平監視所から浅間橋までの約18キロメートル。以下同じ。）とします。

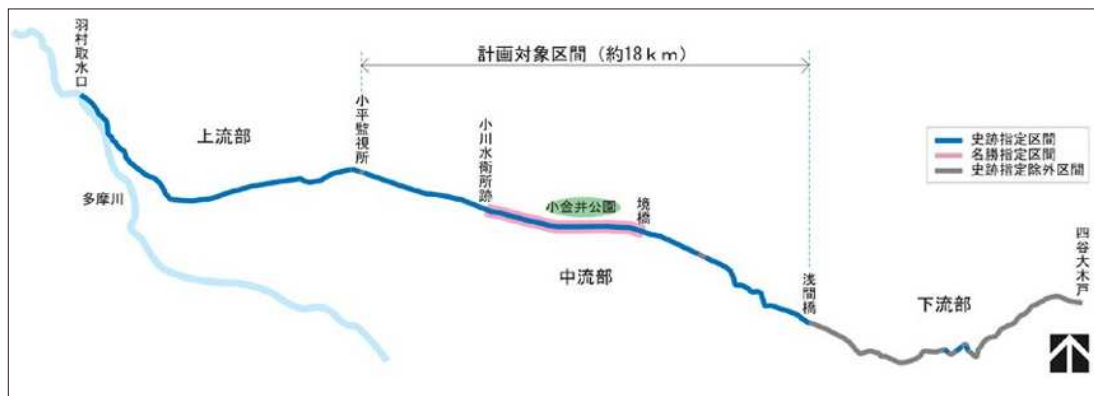


図-1 計画対象区間の概要

5 施策の体系

本計画では、表-1に示す保存管理計画における保存管理方法の分類に基づき、玉川上水を確実に保存するための「保存整備」と、効果的な普及啓発を具体化する「活用整備」について、具体的な取組を整理しています。

※7 国の史跡に指定されている区間（約30キロメートル）のうち、中流部には素掘りの開渠が多く残り、オーバーハング状や直壁状の法面を中心に、全体にわたり多くの箇所での崩落の危険性があります。一方、上流部は現在も水道原水導水路として使用され、護岸等の整備が進んでおり、下流部は、暗渠部分が多いため史跡指定区間が短く、活用の余地が少ないことから、中流部を対象区間として設定しました。

表－１ 保存管理方法の分類と整備活用計画の関係

玉川上水の保存管理の方法			各計画の対象	
分 類※ ⁸	内容（保存管理の考え）		保存管理 計画※ ⁹	整備活用 計画
維持管理	き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。		○	○※ ¹⁰
復旧（修理）	き損や劣化した箇所を、現状に戻す（復旧する）。		○	
改 良	保存整備	史跡・名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべきより良好な姿を取り戻して、価値の向上を図る。	○	○
	活用整備	公開活用のため、より積極的に史跡・名勝としての価値の向上につながる整備を図る。	○	○

※⁸ 復旧については、文化庁への届出が必要となります（区市の教育委員会が窓口）。また、改良については、区市の教育委員会（軽微なもの）又は文化庁（軽微なもの以外。区市の教育委員会が窓口）の許可が必要となります。

※⁹ 保存管理計画では、史跡玉川上水の保存管理の長期的指針を体系的にとりまとめています。

※¹⁰ 今回の改定では「保存整備」及び「活用整備」に加え、ナラ枯れや台風等による倒木といった新しい課題の発生等を踏まえ、維持管理の視点も含めた植生管理の方針についても示すこととしました。

コラム 玉川上水の歴史について

玉川上水は、承応3（1654）年、江戸市中への給水を目的として作られた上水で、羽村取水口から四谷大木戸までの約43キロメートルの素掘りの開渠でした。また、四谷大木戸から先は地中に埋められた配管を通じて江戸市中に飲み水の供給を行っていました。

明治31年に淀橋浄水場からの給水が開始された後も、玉川上水は原水を供給するための水路として利用されました。当時の写真を見ると、草地に覆われた法面の様子のほか、石積みや板柵、コンクリートなどによる護岸の様子も確認できます。



＜昭和17年 野火止用水分水口上流＞
東京都水道歴史館所蔵



＜明治期の小金井付近＞
資料提供：小金井市教育委員会



＜昭和8年頃 境浄水場付近＞
出典「境浄水場拡張工事概要」、東京都水道局、昭和8年3月



＜昭和16年 三鷹橋下流＞
東京都水道歴史館所蔵

昭和40年に淀橋浄水場が廃止されたことで小平監視所から下流は原水導水路としての機能が失われ、通水も途絶えましたが、昭和61年に清流復活事業が実施された後は、東京都下水道局多摩川上流水再生センターの高度処理水が流れるようになりました。



＜通水が途絶えた後の水路＞



＜昭和59年度 清流復活事業に伴う整備後の水路＞



平成15年、しゅん工から350年を迎えた玉川上水は国の史跡に指定されました。玉川上水は今日でも、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する「土木施設・遺構」として、また「快適な水と緑の空間」として、多くの人々に親しまれています。